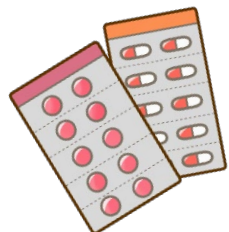


当院は一般名による処方を推進しています

当院では院外処方箋で発行される医薬品のうち、後発医薬品のある医薬品については一部を除き、「一般名で処方」することを原則としています。



薬の名前 実は「2種類」あるんです！



薬の名前には「**商品名**」と「**一般名**」の2種類があります。

「**商品名**」は、薬を作った製薬会社が販売するためにつけた名前です、会社によって異なります。

一方、「**一般名**」は薬の有効成分の名前を指します。

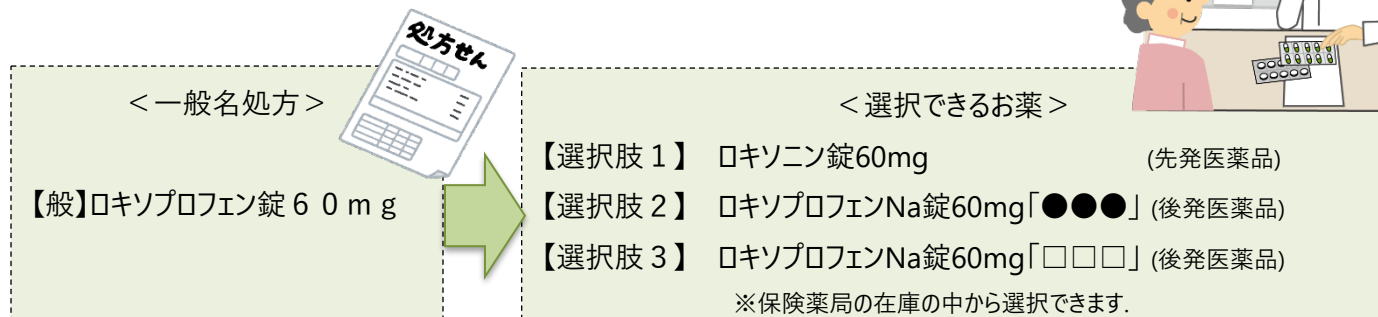
(例： **商品名**：ロキソニン® / **一般名**：ロキソプロフェンNa)

一般名処方では、患者さんご自身で薬を選ぶことができます！

一般名処方では、有効成分の名前のみを表示します。

患者さんは院外の保険薬局で、先発医薬品か後発医薬品かをご自身で選ぶことができるようになり、薬の選択の幅が広がります。

近年、後発医薬品の供給不安が報道されていますが、「商品名」でなく「一般名」による処方では選択できる医薬品の幅が広がることから、入手しにくい医薬品も保険薬局の在庫を用いて調剤・交付しやすくなることが期待されます。



後発医薬品は品質・安全性が保障されています

有効成分や効能・効果、用法・用量は先発医薬品と同様に厚生労働省の基準をクリアしているので、品質や安全性は保障されています。

院外処方箋の交付からお薬を受け取るまで、

1. 医師は「**一般名**」を用いて処方します。

(一部、後発医薬品が存在しない薬は、「**商品名**」を用いて処方されます)

2. 患者さんは、処方箋をもって院外の保険薬局へ行き、薬剤師と相談しながら薬を選択します。

保険薬局の薬剤師に希望を伝え相談しながら薬を選択するようにしてください。

お薬についてのご質問がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください

2023 年 3 月 22 日
病院長

2023年3月 薬剤部 作成